

令和7年度介護支援専門員専門研修兼更新研修(実務経験者)【専門研修課程Ⅱ】 開催要項

1. 目的

現任の介護支援専門員に対して、一定の実務経験をもとに、必要に応じた専門知識及び技能の習得を図る事により、その専門性を高め、多様な疾病や生活状況に応じて、医療との連携や多職種協働を図りながらケアマネジメントを実践できる知識・技術を習得する事により、資質の向上を図る事を目的とします。

また、介護支援専門員証に有効期限が付され、更新時に研修の受講を課す事により、定期的な研修受講の機会を確保し、介護支援専門員として必要な知識及び技術の習得を図る事により、専門職としての能力の保持・向上を図る事を目的とします。

2. 主催

島根県（実施機関：社会福祉法人島根県社会福祉協議会 島根県福祉人材センター）

※本研修は介護支援専門員資質向上事業実施要項(平成26年7月4日老発0704第2号厚生労働省老健局通知の別紙)に基づき実施するものです。

3. 期日・開催場所・定員

会場	eラーニング受講期間	集合研修		定員
松江	令和7年8月25日～9月26日	1期	9月30日（火）～10月1日（水）	150名
		2期	10月2日（木）	
浜田	令和7年9月8日～10月10日	1期	10月16日（木）～17日（金）	100名
		2期	10月31日（金）	

【集合研修会場】

松江会場：くにびきメッセ 多目的ホール

浜田会場：いわみーる 4階401研修室

※研修の詳しい日程については受講決定通知および島根県福祉人材センターのホームページでお知らせします。

4. 受講対象者・受講要件

島根県に介護支援専門員登録を行っている者で、下記（１）または（２）に該当する者。

（１）介護支援専門員専門研修【専門研修課程Ⅱ】

原則として介護支援専門員として実務し、専門研修課程Ⅰを修了している者であって就業後3年以上の者。

（２）介護支援専門員更新研修（実務経験者）【専門研修課程Ⅱ】

実務経験者（介護支援専門員証の有効期間中に、介護支援専門員の業務に従事している者または従事していた経験を有する者）であって、介護支援専門員証の有効期間が令和7年11月から令和10年3月に満了する者。

※介護支援専門員証の更新手続きの為に受講が必要な研修については、島根県福祉人材センターのホームページに掲載の「介護支援専門員証及び主任介護支援専門員の更新に必要な研修について【令和7年度版フローチャート】」にて十分ご確認のうえ、受講忘れ等が無いようご注意ください。

5.申込方法・受講決定・受講料等

(1) 申込期間

令和 7 年 8 月 8 日（金）13 時までに申し込んでください。

- 申込期間中に「島根県福祉人材センターホームページ（<https://www.shimane-fjc.com/>）」にアクセスして、『研修受講サポートシステム』から申し込みをしてください。
- 期限を過ぎてからの受講申込は受け付けません。
- 『研修受講サポートシステム』の申込み後、入力内容に不備がある場合は受講決定になりません。申込状態が「要件不備」となった方は要件不備の内容を確認のうえ、不明な点があればお問合せください。
- 『研修受講サポートシステム』での申し込みが出来ない場合は島根県福祉人材センターまでお問合せください。

(2) 添付書類

『研修受講サポートシステム』のフォーム内に下記①～③をアップロードし、添付してください。

① 介護支援専門員証の写し

② 様式 1 実務経験証明書

※「様式 1 実務経験証明書」は島根県福祉人材センターHP よりダウンロード出来ます。

③上記①②に加えて下記いずれかを提出してください。

＜初めて更新の方＞

- 介護支援専門員専門研修兼更新研修【専門研修課程Ⅰ】修了証の写し

＜2回目以降の更新の方＞

- 前回の介護支援専門員専門研修兼更新研修【専門研修課程Ⅱ】修了証の写し

＜前回の介護支援専門員証の更新が介護支援専門員更新研修（実務未経験者）・介護支援専門員再研修の方＞

- 現在の介護支援専門員証の有効期間中に専門研修兼更新研修【専門研修課程Ⅰ】を受講している必要がありますので、該当の方は専門研修兼更新研修【専門研修課程Ⅰ】の修了証の写しも合わせて添付してください。

(3) 受講決定

- ①『研修受講サポートシステム』の申込み後、受講決定した場合は申込状態が「受講決定」になります。申込み期間終了後 1 週間程度で「受講決定通知書」を郵送します。
- ② 決定後の受講取消はご遠慮ください。やむを得ず受講を取り消される場合、請求書に記載された期限までにご連絡頂いた場合のみ受講料を返金いたします。ただし、返金にかかる手数料はご負担頂きます。

(4) 受講料等

受講料 8,000 円（消費税非課税）

テキスト代 6,160 円（消費税課税）

[使用テキスト]

『4 訂介護支援専門員研修テキスト(専門研修課程Ⅱ)』（日本介護支援専門員協会）4,400 円

『適切なケアマネジメント手法項目一覧 概要版』（長寿社会開発センター）1,760 円

※本研修では上記書籍をテキストとして使用します。受講料に合わせてテキスト代をお支払いください。

ただし、令和 7 年度介護支援専門員専門研修兼更新研修【専門研修課程Ⅰ】を受講され『適切なケアマネジメント手法項目一覧 概要版』をすでにお持ちの方は 1,760 円は不要です。

※「受講決定通知」にあわせて「受講料請求書」を送付します。請求書に記載された期限までに所定の方法により受講料をお振込みください。（振込手数料はご負担ください）

6.事例準備について

本研修では集合研修時に事例検討に使う事例をご持参いただきます。事例の様式等については受講決定通知に同封します。

7.e ラーニングについて ※詳細は受講決定者に個別に通知します。

e ラーニングのパスワード等は「受講決定通知書」と同時期に送付します。紛失された場合、再発行は出来ませんので各自、大切に保管してください。

Oe ラーニングとは自宅や職場のパソコン等インターネットを介して web サイト上の学習システムにログインし、動画を視聴して学習する方法です。

Oe ラーニングに必要なインターネット環境や動画再生・音声出力が出来るパソコン等を受講者自身で用意して頂くことになります。なお、パソコン等の操作方法や設定に関する質問についてはお受け出来ません。

Oe ラーニングの受講期間の延長は出来ません。期間中は動画を繰り返し視聴出来ます。

8.修了認定について

- ①修了認定については全科目履修に加えて、各項目における到達目標を達成しているかについての修了評価により行います。修了評価は自己評価・修了テスト及び受講態度により判断します。修了認定された方には島根県知事名の修了証明書を交付します。
- ②全科目の不足ない履修を修了の前提としますので、欠席・遅刻・中抜け等は原則として認められません。確実な受講ができるよう、スケジュール等について各自調整をお願いします。
- ③修了認定は研修終了後に行い、修了証書の即日発行は出来ません。ただし修了日は研修終了日となります。
- ④受講申込書記載事項に虚偽の内容が認められた場合は研修期間中または終了後であっても受講または修了取り消しの措置を取る事があります。
- ⑤本研修は一部科目を e ラーニングにより行います。所定の受講期間中に視聴できない場合、集合研修に参加出来ませんのでご注意ください。

※詳細は別紙「研修受講にあたっての注意事項及び留意事項について」をご熟読ください。

9.会場アクセス

松江会場：くにびきメッセ 多目的ホール（松江市学園南 1 丁目 2 - 1）

【JR】JR 松江駅から徒歩約 7 分

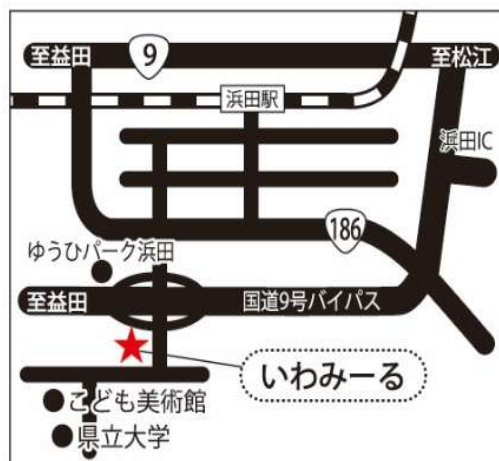
浜田会場：いわみーる「401 研修室」（浜田市野原町 1826-1）

【バス】JR 浜田駅より 大学線乗車⇒いわみーる下車（10 分）

«松江会場»



«浜田会場»



10.お問合せ

社会福祉法人島根県社会福祉協議会（島根県福祉人材センター）

〒690-0011 松江市東津田町 1741 番地 3 いきいきプラザ島根 2F 担当：三神・昌子

TEL：0852-32-5975 FAX：0852-32-56-5956 <https://www.shimane-fjc.com/>

受講者の皆様に関する個人情報は、研修の受講名簿、名札の作成、研修テキストや各種資料の送付、履修状況管理、研修終了後の履修証明書の発行等、研修事業関連のみの目的で使用し、他の目的で使用することはありません。その管理については、島根県社会福祉協議会「個人情報保護規定」に基づき適切に行い、無断で第三者に提供することはありません。